



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043(222)7207 番

97.7.18 No. 4626

——木戸君脱退強要中労委——

組合側全面勝利の命令

JRは、中労委命令に従い、 直ちに不当労働行為をせよめろ

会社側再審査申立を棄却!

中央労働委員会は、七月七日、千葉運転区木戸君脱退強要事件において、JR東日本が初審千葉地労委の命令を不服として中央労働委員会に再審査を申し立てていたことについて、別掲命令書のとおり「本件再審査申立てを棄却する。」との命令を交付した。この命令は、初審につづき中労委の場においても、河野車務課長(当時)をはじめとした千葉支社とJR東労組一体となった露骨な脱退工作を不当労働行為と認定したものである。

命令の要旨は以下のとおりとなっている。
「第一回復帰時面談における河野課長の発言・・・『これからの京葉線は発展する所だから、動労千葉組合員が希望しても回さない』『今いる者は何とかするつもりだ』とのべており、課長の発言は、単に事実に基づき客観的に話したというよりは、小集団活動等の会社施策に反対する社員を批判することによって、・・・組合を暗に批判し、その組合員である木戸の組合からの脱退を勧奨しようとしたものである」
「『あなたが千葉運転区へ生きたいなら、何か確証を見せてください』と述べて、木戸に組

合からの脱退を迫り、木戸の希望どおりの見返りに脱退の確証を求めるなどして、脱退を勧奨した」

「以上総合すれば、復帰時面談における河野課長の発言は、組合と会社が厳しく対立している中で、組合員である木戸に対し、復帰時配属先を決定する復帰時面談の機会に、木戸の原職復帰へのこだわりを利用してその脱退を勧奨したものであり、河野課長の職責・地位からすれば、会社が組合の弱体化を企図し、その運営に支配介入したものとわざるをえない」

「以上のことから、これと結論を同じくする初審判断は相当であり、本件再審査申立てには理由がない」
以上のとおり、組合側全面勝利の命令を交付したものである。
JRは、この中労委命令に従い、直ちに組合所属に基づく一切の差別をやめるとともに、これまで地労委・中労委から出されている命令の全てを履行せよ。
動労千葉は、本件の勝利命令の獲得をうけて、一切の不当労働行為を根絶、「JR体制」打倒—JR総連革マル解体・組織拡大に向けて今後も全力で闘いぬくものである。

命令書 (写)

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
再審査申立人 東日本旅客鉄道株式会社
代表者 代表取締役 松田 昌士

千葉県千葉市中央区要町2番8号
再審査被申立人 国鉄千葉動力車労働組合
代表者 執行委員長 中野 洋

上記当事者間の中労委平成2年(不再)第45号事件(初審千葉地労委昭和63年(不)第11号事件)について、当委員会は、平成9年6月18日第1240回公益委員会議において、会長公益委員山口俊夫、公益委員神代和俊、同山口浩一郎、同猪瀬慎一郎、同若菜允子、同谷口隆志、同小野旭、同岡部晃三、同菅野和夫、同西田典之、同諏訪康雄出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

動労千葉争議

中労委 JR側申し立て棄却

「脱退勧奨は不当」

JR東日本と国鉄千葉動力車労働組(動労千葉)が争っている不当労働行為事件について、中央労働委員会(中労委)は十七日、命令を出した。同社の管理職が同労組員に組合からの脱退を勧奨したのは、組合の弱体化を狙った会社の支配・介入に当たるとして、会社側の再審査申し立てを棄却している。

しかし、会社側はこれを不服として中労委へ再審査を求めた。

命令によると、一九八八年三月に、同社の千葉運転部運輸課車務担当課長(当時)は、出向先から復帰する同労組員Aさんとの面談で、「組合を辞める意思

不当労働行為を根絶 JR総連革マル解体へ 全力で闘いぬこう!